

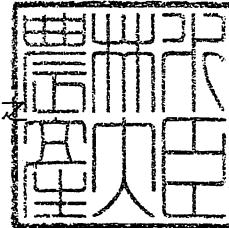
15消安第4250号

平成15年12月15日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 龜井 善之



日本農林規格の見直し等について（諮問）

下記の日本農林規格の見直し及び品質表示基準の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の2及び第19条の8第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 ウスターソース類の日本農林規格(昭和49年6月27日農林省告示第565号)
- 2 乾しいたけの日本農林規格(昭和52年3月24日農林省告示第280号)
- ③ 豆乳類の日本農林規格(昭和56年11月16日農林水産省告示第1800号)
- 4 ウスターソース類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1666号)
- 5 チルドハンバーグステーキ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1677号)
- 6 チルドミートボール品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1678号)
- 7 チルドぎょうざ類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1679号)

豆乳類の日本農林規格の見直しについて（案）

平成17年7月15日
農林水産省

1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づき、豆乳類の日本農林規格（昭和56年11月16日農林水産省告示第1800号）について見直しを行った。

平成15年12月に開催された農林規格調査会部会において、規格の廃止の是非を検討した結果、豆乳類の生産量が増えており、規格を改正又は確認する方向で検討するとされたことから、「原材料の增量材的使用の制限、まがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点及び食品添加物の使用を必要最小限とする等消費者ニーズの変化に対応した製品を提供するという観点」から所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

豆乳類の日本農林規格について、

- (1) 格付実績がなく、今後も格付の見込みがない大豆たん白飲料の規格を削除すること
- (2) 調製豆乳及び豆乳飲料の定義から製造実績のない「調味料を加えない大豆豆乳液、調製豆乳液等」を削除すること
- (3) 食品添加物について、豆乳にあってはその使用を認めないこととし、調製豆乳及び豆乳飲料にあってはその使用を必要最小限とすること等の改正を行う。

豆乳類の日本農林規格の見直しについて

1 見直し基準2 (1) ① (廃止の是非を検討するに当たっての基準) に該当している項目

ア 製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格	該当 [製造業者は7社]
イ 見直しを行う年度の過去2ケ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の4年度前的小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	(小売販売額は209%増加)
ウ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格	(複数の都道府県で格付)
エ 格付率が著しく低い規格	(格付率20%)

2 見直し基準2 (2) ③ (改正又は確認する方向で検討する基準) に該当する項目

ア 改正することにより廃止の基準に該当しなくなることが見込まれる規格	(規格を改正しても、製造業者数の増加は見込まれない)
イ 他法令で引用されている規格	(他法令による引用なし)
ウ 消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格	該当 [平成15年12月の調査会部会において消費者委員等から、生産量が増えており、存続させるべきとの意見。消費者団体の81%（70団体中57団体）が規格の存続を希望]
エ 國際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等存続させることについて政策的な必要性がある規格	(特になし)
オ その他存続させることについて合理的な理由がある規格	(特になし)

豆乳類の日本農林規格の改正概要

1 適用の範囲及び定義の変更

(適用の範囲)

規 定	改 正 案	現 行
	この規格は、豆乳、調製豆乳 及び豆乳飲料に適用する。	この規格は、豆乳、調製豆乳 <u>、豆乳飲料及び大豆たん白飲</u> <u>料に適用する。</u>

(定義)

用 語	改 正 案	現 行
調 製 豆 乳	<p>次に掲げるものをいう。 〔削る。〕</p> <p><u>1</u> 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び<u>砂糖類</u>、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの</p> <p><u>2</u> 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び<u>砂糖類</u>、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの</p>	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p><u>1</u> 大豆豆乳液であつて大豆固形分が6%以上8%未満のもの</p> <p><u>2</u> 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び<u>糖類</u>、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの</p> <p><u>3</u> 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び<u>糖類</u>、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの</p>

用語	改正案	現行
豆乳飲料	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>[削る。]</p> <p><u>1</u> [略]</p> <p><u>2</u> 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁（果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したものを含む。以下同じ。）、野菜の搾汁、乳又は乳</p>	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p><u>1 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液であつて大豆固形分が4%以上6%未満のもの</u></p> <p><u>2 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液に粉末大豆たん白（大豆豆乳液、調製豆乳液若しくは調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたもの又は大豆を原料とした粉末状植物性たん白のうち纖維質を除去して得られたものをいう。以下同じ。）を加えた乳状の飲料（調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに限る。以下「調製粉末大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が4%以上のもの</u></p> <p><u>3 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁（果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したものを含む。以下同じ。）、野菜の搾汁、乳又は乳</u></p>

用語	改正案	現行
豆乳飲料 (前頁続き)	製品、殻類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料（風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の <u>原材料</u> に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。）であつて大豆固形分が4%以上（果実の搾汁の <u>原材料</u> に占める重量の割合が5%以上10%未満のものにあつては2%以上）のもの	製品、殻類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料（風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の <u>製品</u> に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。）であつて大豆固形分が4%以上（果実の搾汁の <u>製品</u> に占める重量の割合が5%以上10%未満のものにあつては2%以上）のもの
<u>大豆たん白飲料</u>	[削る。]	<p><u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>1 <u>粉末大豆たん白に水を加えた乳状の飲料であつて大豆たん白質含有率が1.8%以上のもの</u></p> <p>2 <u>粉末大豆たん白に水を加えたものに植物油脂、調味料又は果実の搾汁、野菜の搾汁、乳若しくは乳製品、穀類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料（果実の搾</u></p>

用語	改正案	現行
大豆たん白飲料 (前頁続き)		<p><u>汁をえたものにあつては</u> <u>果実の搾汁の製品に占める</u> <u>重量の割合が10%未満で</u> <u>あり、乳又は乳製品を加え</u> <u>たものにあつては乳固形分</u> <u>が3%未満であり、かつ、</u> <u>乳酸菌飲料でないものに限</u> <u>る。)であつて大豆たん白</u> <u>質含有率が1.8%以上(</u> <u>果実の搾汁の製品に占める</u> <u>重量の割合が5%以上10</u> <u>%未満のものにあつては</u> <u>0.9%以上)のもの</u></p>

(改正理由)

- ・製造・格付実績がない調製豆乳及び豆乳飲料の「調味料を加えない大豆豆乳液、調製豆乳液等」の規定並びに大豆たん白飲料の定義及び規格は不要であるため削除する。

2 豆乳の規格の改正概要

区分	改正案	現行
食品添加物	使用していないこと。	<p><u>次に掲げるもの以外のものを</u> <u>使用していないこと。</u></p> <p><u>1 消泡剤</u> <u>シリコーン樹脂</u></p> <p><u>2 乳化剤</u> <u>レシチン、グリセリン脂肪酸エステル及びソルビタ</u> <u>ン脂肪酸エステル</u></p>

区分	改正案	現行
食品添加物 (前頁続き)		<p><u>3 強化剤</u></p> <p><u>栄養改善法施行規則（昭和27年厚生省令第37号）第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</u></p>

(改正理由)

- ・ JAS 製品の豆乳にあっては、食品添加物は必要不可欠ではないため、使用不可とする。

3 調製豆乳の規格の改正概要

区分	改正案	現行
食品添加物	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 pH調整剤 炭酸水素ナトリウム及び炭酸ナトリウム<u>のうち1種</u></p> <p>3 品質改良剤 乳酸カルシウム</p> <p>4 乳化剤 グリセリン脂肪酸エステル、<u>植物レシチン</u>及びソルビタン脂肪酸エステルの<u>うち2種以下</u></p>	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 消泡剤 シリコーン樹脂</p> <p>2 pH調整剤 炭酸水素ナトリウム及び炭酸ナトリウム</p> <p>3 品質改良剤 <u>炭酸カルシウム及び乳酸カルシウム</u></p> <p>4 乳化剤 <u>レシチン、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル及びソルビタン脂肪酸エステル</u></p>

区分	改正案	現行
食品添加物 (前頁続き)	<p>[削る。]</p> <p><u>5 糊料</u> カラギナン及びペクチン <u>のうち1種</u></p> <p><u>6 [略]</u> [削る。]</p>	<p><u>5 酸化防止剤</u> <u>抽出トコフェロール</u></p> <p><u>6 糊料</u> カラギナン及びペクチン</p> <p><u>7 香料</u></p> <p><u>8 強化剤</u> <u>栄養改善法施行規則第</u> <u>11条に規定する栄養成分</u> <u>の強化を目的として使用す</u> <u>るもの</u></p>

(改正理由)

- ・調製豆乳にあっては、食品添加物を必要最小限とするため、酸化防止剤及び強化剤をリストから削除する等の改正を行う。

4 豆乳飲料の規格の改正概要

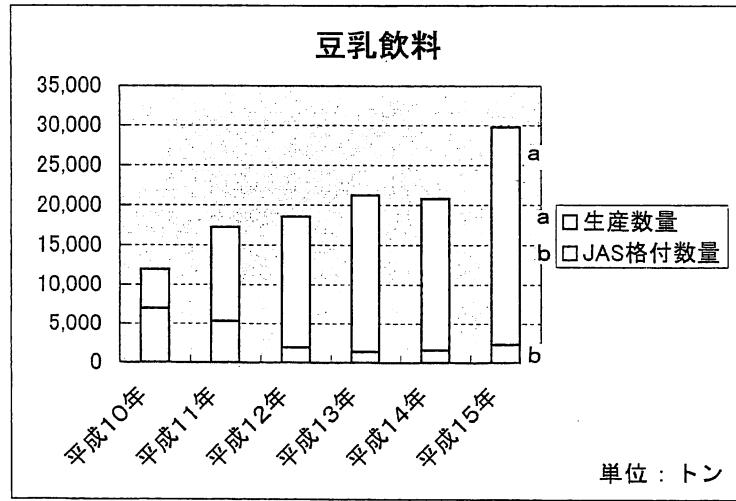
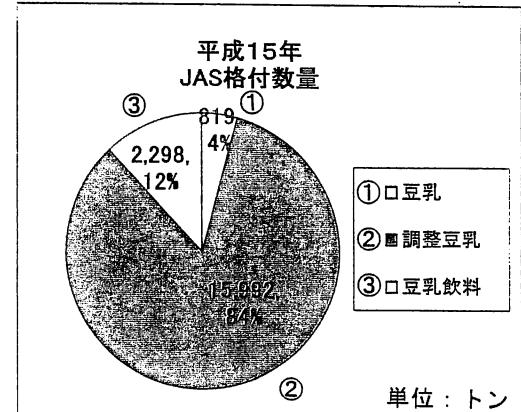
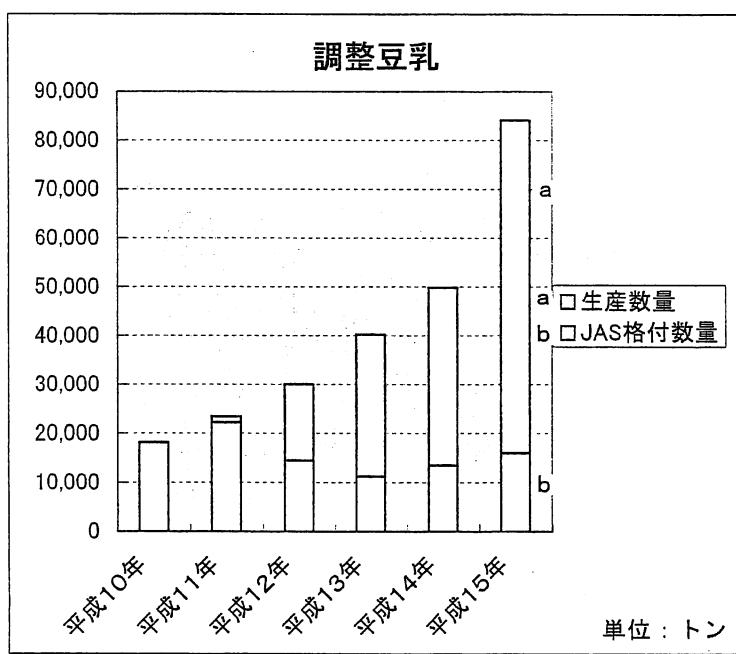
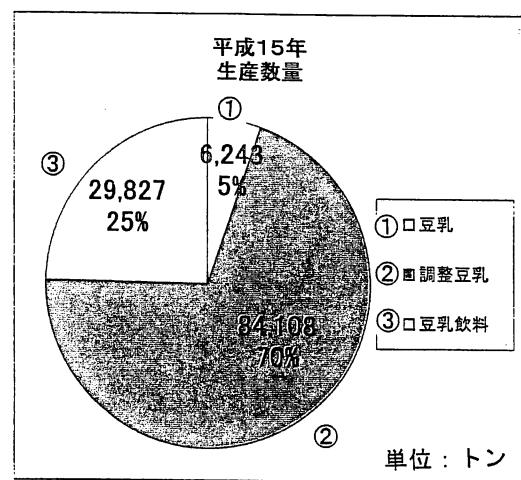
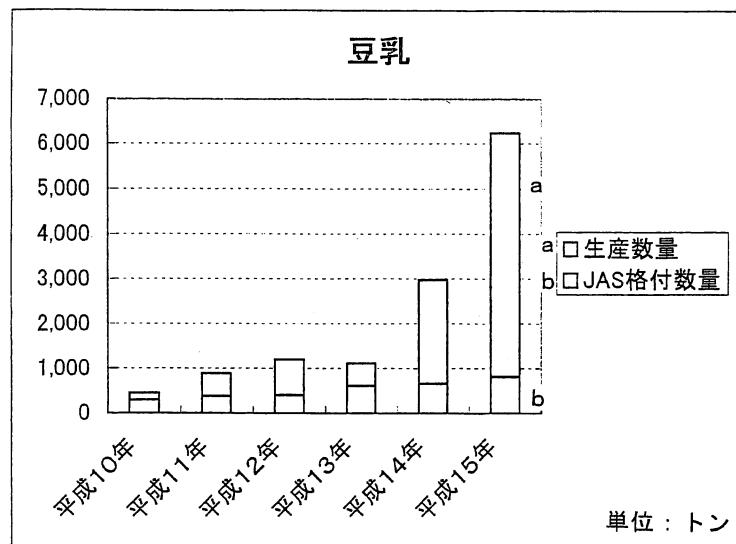
区分	改正案	現行
食品添加物	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 品質改良剤 乳酸カルシウム</p>	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 消泡剤 シリコーン樹脂</p> <p>2 pH調整剤 炭酸水素ナトリウム及び 炭酸ナトリウム</p> <p>3 品質改良剤 <u>炭酸カルシウム及び乳酸</u> カルシウム</p>

区分	改正案	現行
食品添加物 (前頁続き)	<p>4 乳化剤 グリセリン脂肪酸エステル、<u>植物レシチン</u>、ショ糖脂肪酸エステル及びソルビタン脂肪酸エステルのうち<u>2種以下</u> [削る。]</p>	<p>4 乳化剤 <u>レシチン</u>、<u>グリセリン脂肪酸エステル</u>、<u>ショ糖脂肪酸エステル</u>及び<u>ソルビタン脂肪酸エステル</u></p> <p>5 調味料 <u>L—グルタミン酸ナトリウム</u>及び<u>D L—リンゴ酸ナトリウム</u></p>
	<p>5 酸味料 クエン酸 [削る。]</p>	<p>6 酸味料 <u>クエン酸</u>、<u>D L—酒石酸</u>、<u>乳酸</u>及び<u>D L—リンゴ酸</u></p> <p>7 酸化防止剤 <u>抽出トコフェロール</u></p>
	<p>6 糊料 カラギナン及びペクチン</p>	<p>8 糊料 <u>カラギナン</u>、<u>ファーセラン</u>、<u>ペクチン</u>及び<u>アルギン酸プロピレングリコールエステル</u>（果実の搾汁入りのものに使用する場合に限る。）</p>
	<p>7 [略]</p>	<p>9 甘味料 ステビア抽出物</p>

区分	改正案	現行
食品添加物 (前頁続き)	<p><u>8 着色料</u> <u>カラメルⅠ、カラメルⅢ</u> <u>、クチナシ赤色素、クチナ</u> <u>シ黄色素、ベリー色素及び</u> <u>β-カロテンのうち2種以</u> <u>下</u> [削る。]</p> <p><u>9 [略]</u> [削る。]</p>	<p><u>10 着色料</u> <u>カカオ色素、カラメル、</u> <u>くちなみ青色素、くちなみ</u> <u>赤色素、くちなみ黄色素、</u> <u>パプリカ色素、ベリー色素</u> <u>及びβ-カロチン</u></p> <p><u>11 香辛料抽出物</u></p> <p><u>12 香料</u></p> <p><u>13 強化剤</u> <u>栄養改善法施行規則第</u> <u>11条に規定する栄養成分</u> <u>の強化を目的として使用す</u> <u>るもの</u></p>

(改正理由)

- 豆乳飲料にあっては、食品添加物を必要最小限とするため、調味料、酸化防止剤、香辛料抽出物及び強化剤をリストから削除する等の改正を行う。



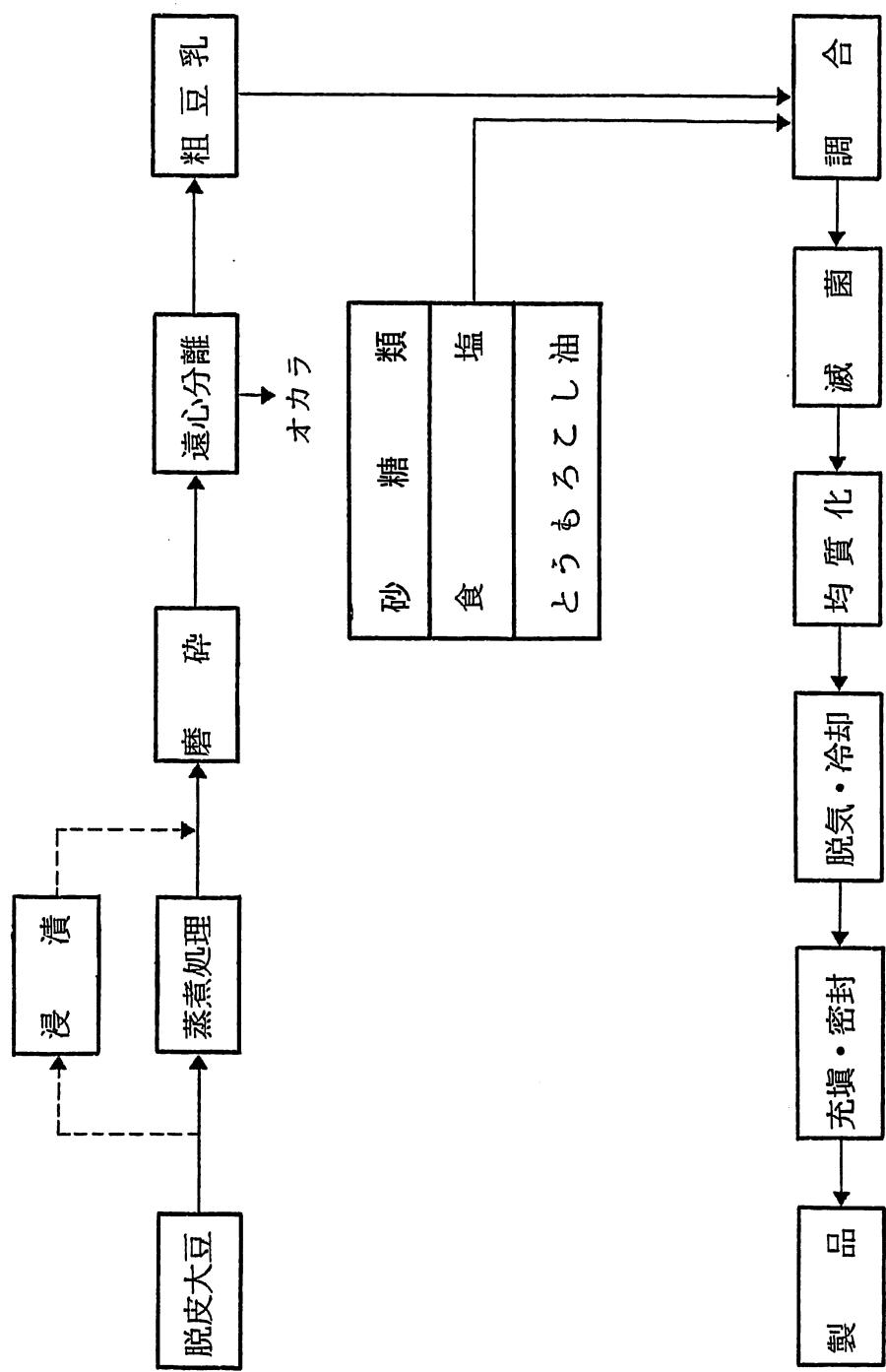


図 調製豆乳の製造工程の一例

豆乳類の日本農林規格 (昭和56年11月16日農林水産省告示第180号) 一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行								
<p>豆乳類の日本農林規格 (適用の範囲)</p> <p>第1条 この規格は、豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料に適用する。 (定義)</p> <p>第2条 [略]</p>	<p>豆乳類の日本農林規格 (適用の範囲)</p> <p>第1条 この規格は、豆乳、調製豆乳、豆乳飲料に適用する。 (定義)</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それと同様の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豆</td> <td>大豆(粉末状のもの及び脱脂したものを除く。以下同じ。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られた乳状の飲料(以下「大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が8%以上のものをいう。</td> </tr> <tr> <td>調製豆</td> <td>大豆豆乳液であつて大豆固形分が6%以上8%未満のもの 1 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの 2 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの 3 脱脂加工大豆(大豆を加えたものを含む。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの</td> </tr> <tr> <td>豆乳飲料</td> <td>調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液であつて大豆固形分が4%以上6%未満のもの 1 「略」 2 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液に粉末大豆たん白(大豆豆乳液、調製豆乳液若しくは調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたもの又は大豆を原料とした粉末状植物性たん白のうち繊維質を除去して得られたものをいう。以下同じ。)を加えた乳状の飲料(調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに限る。以下「調製粉末大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が4%以上のもの 3 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁(果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したもの)を含む。以下の同じ。)、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉未等の風味原料を加えた乳状の飲料(風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。)であつて大豆固形分が4%以上(果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が5%以上10%未満のものにあつては2%以上)のもの</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	豆	大豆(粉末状のもの及び脱脂したものを除く。以下同じ。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られた乳状の飲料(以下「大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が8%以上のものをいう。	調製豆	大豆豆乳液であつて大豆固形分が6%以上8%未満のもの 1 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの 2 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの 3 脱脂加工大豆(大豆を加えたものを含む。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの	豆乳飲料	調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液であつて大豆固形分が4%以上6%未満のもの 1 「略」 2 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液に粉末大豆たん白(大豆豆乳液、調製豆乳液若しくは調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたもの又は大豆を原料とした粉末状植物性たん白のうち繊維質を除去して得られたものをいう。以下同じ。)を加えた乳状の飲料(調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに限る。以下「調製粉末大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が4%以上のもの 3 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁(果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したもの)を含む。以下の同じ。)、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉未等の風味原料を加えた乳状の飲料(風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。)であつて大豆固形分が4%以上(果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が5%以上10%未満のものにあつては2%以上)のもの
用語	定義								
豆	大豆(粉末状のもの及び脱脂したものを除く。以下同じ。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られた乳状の飲料(以下「大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が8%以上のものをいう。								
調製豆	大豆豆乳液であつて大豆固形分が6%以上8%未満のもの 1 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの 2 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの 3 脱脂加工大豆(大豆を加えたものを含む。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの								
豆乳飲料	調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液であつて大豆固形分が4%以上6%未満のもの 1 「略」 2 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液に粉末大豆たん白(大豆豆乳液、調製豆乳液若しくは調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたもの又は大豆を原料とした粉末状植物性たん白のうち繊維質を除去して得られたものをいう。以下同じ。)を加えた乳状の飲料(調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに限る。以下「調製粉末大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が4%以上のもの 3 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁(果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したもの)を含む。以下の同じ。)、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉未等の風味原料を加えた乳状の飲料(風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。)であつて大豆固形分が4%以上(果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が5%以上10%未満のものにあつては2%以上)のもの								
<p>豆乳類の日本農林規格 (適用の範囲)</p> <p>第1条 この規格は、豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料に適用する。 (定義)</p> <p>第2条 [略]</p>	<p>豆乳類の日本農林規格 (適用の範囲)</p> <p>第1条 この規格は、豆乳、調製豆乳、豆乳飲料に適用する。 (定義)</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それと同様の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豆</td> <td>〔削る。〕 1 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの 2 脱脂加工大豆(大豆を加えたものを含む。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの</td> </tr> <tr> <td>豆乳飲料</td> <td>〔削る。〕 1 「略」 2 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁(果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したもの)を含む。以下の同じ。)、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉未等の風味原料を加えた乳状の飲料(風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。)であつて大豆固形分が4%以上(果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が5%以上10%未満のものにあつては2%以上)のもの</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	豆	〔削る。〕 1 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの 2 脱脂加工大豆(大豆を加えたものを含む。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの	豆乳飲料	〔削る。〕 1 「略」 2 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁(果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したもの)を含む。以下の同じ。)、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉未等の風味原料を加えた乳状の飲料(風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。)であつて大豆固形分が4%以上(果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が5%以上10%未満のものにあつては2%以上)のもの		
用語	定義								
豆	〔削る。〕 1 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの 2 脱脂加工大豆(大豆を加えたものを含む。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。)であつて大豆固形分が6%以上のもの								
豆乳飲料	〔削る。〕 1 「略」 2 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁(果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したもの)を含む。以下の同じ。)、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉未等の風味原料を加えた乳状の飲料(風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。)であつて大豆固形分が4%以上(果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が5%以上10%未満のものにあつては2%以上)のもの								

〔削る。〕		「削る。」	もの
(豆乳の規格)			
第3条	〔略〕		
区	分	基	準
性	状	〔略〕	
大豆たん白質含有率。	〔略〕		
原	食品添加物以外の原材料	〔略〕	
料	食品添加物	使用していないこと。	
異	物	〔略〕	
内	容	量	〔略〕
器	の	状	態
容	1	〔略〕	
器	2	缶詰のものにあつては、内面塗料缶であつて適当な真空度を保持していること。	
の			
容	3	瓶詰のものにあつては、適当な真空度を保持していること。	
器			
の			
容	〔削る。〕	〔削る。〕	
器			
の			
容	〔削る。〕	〔削る。〕	
器			
の			

大豆たん白飲料	次に掲げるものをいう。
1 粉末大豆たん白に水を加えた乳状の飲料であつて大豆たん白質含有率が 1. 8 %以上のもの	2 粉末大豆たん白に水を加えたものに植物油、調味料又は果実の搾汁、野菜の搾汁、乳若しくは乳製品、穀類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料（果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の製品に占める重量の割合が 1.0 %未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が 3 %未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。）であつて大豆たん白質含有率が 1. 8 %以上（果実の搾汁の製品に占める重量の割合が 5 %以上 1.0 %未満のものにあつては 0. 9 %以上のもの）
（豆乳の規格）	第3条 豆乳の規格は、次のとおりとする。
区分	基準
品質性状	固有の色沢を有し、香味が良好であり、きよう雑物がほとんどなく、かつ、異味異臭がないこと。
大豆たん白質含有率	3. 8 %以上であること。
原食品添加物以外の原材料	大豆以外のものを使用していないこと。
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
1 消泡剤	シリコーン樹脂
2 乳化剤	レシチン、グリセリン脂肪酸エステル及びソルビタン脂肪酸エステル
3 強化剤	栄養改善法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 37 号）第 11 条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
異物	混入していないこと。
内容量	表示量に適合していること。
容器の状態	1 密封が完全で、かつ、外観が良好であること。 2 かん詰のものにあつては、内面塗料かんであつて適當な真空度を保持していること。 3 びん詰のものにあつては、適當な真空度を保持していること。
一括表示事項	1 次の事項を一括して表示であること。 表示 (1) 品名 (2) 大豆固形分 (3) 原材料名 (4) 内容量

(Ⅱ) 961001

1 製造から賞味期限（品質保持期間）までの期間が3ヶ月を超えるものについては、次に定めるところにより記載すること。

(Ⅰ) 次の例のいずれかにより記載すること。ただし、e 及び f については、缶詰又は瓶詰のものに表示する場合に限る。

a 平成8年10月

b 8.10

c 1996.10

d 96.10

e 0.810

f 9610

(Ⅱ) (Ⅰ)の規定にかかわらず、Aに定めるところにより記載することができる。

(⑥) 保存方法

製品の特性に従つて、「10℃以下で保存すること」、「直射日光を避け常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。

2 一括表示事項の項目に規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。

3 一括表示事項の項目に規定するもの（ほか、品名を、商品名の表示されている箇所に近接した箇所又は送り状に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）（以下「JISZ8305」という。）に規定する1.4ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で記載すること。ただし、商品名に品名の用語を記載している場合は、品名の表示を省略することができる。

4 表示禁止事項 次に掲げる事項は、これを表示していいないこと。

- (1) 「天然」、「自然」の用語
- (2) 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語
- (3) 一括表示事項の項目の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
- (4) その他内容物を誤認させるような文字、絵その他の表示

（調製豆乳の規格）

第4条 調製豆乳の規格は、次のとおりとする。

区分		基準	
品性	形状	前条の規格の性状と同じ。	
大豆たん白質含有率	大豆たん白質含有率	3.0%以上であること。	
原食品添加物	食品添加物	次に掲げるものの以外のものを使用していないこと。	
以外の原材料	材料	1 大豆及び脱脂加工大豆（全たん白質含有量に占める水溶性たん白質の重量の割合が80%以上のものに限る。） 2 食用植物油脂	

〔削る。〕	〔削る。〕
〔削る。〕	〔削る。〕

（調製豆乳の規格）

第4条 [略]

区分		基準	
品性	形状	前条の規格の性状と同じ。	
大豆たん白質含有率	〔略〕	大豆たん白質含有率	3.0%以上であること。
原食品添加物	〔略〕	食品添加物	次に掲げるものの以外のものを使用していないこと。
以外の原材料	材料	1 大豆及び脱脂加工大豆（全たん白質含有量に占める水溶性たん白質の重量の割合が80%以上のものに限る。） 2 食用植物油脂	

料	3 調味料 砂糖、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖、高果糖液糖、砂糖混合ぶどう糖、水 果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖、砂糖混合高果糖液糖、ぶどう糖、水 あめ、乳糖、麦芽糖、蜂蜜及び食塩	
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
	1 消泡剤 シリコーン樹脂	
	2 pH調整剤 炭酸水素ナトリウム及び炭酸ナトリウム	
	3 品質改良剤 炭酸カルシウム及び乳酸カルシウム	
	4 乳化剤 レシチン、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル及びソルビ	
	ン脂肪酸エステル	
	5 酸化防止剤 抽出トコフェロール	
	6 糊料 カラギナン及びペクチン	
	7 香料	
	8 強化剤 栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用す るもの	
表示	異物 前条の規格の異物と同じ。 内容量 前条の規格の内容量と同じ。 容器の状態 前条の規格の容器の状態と同じ。 一括表示事項 前条の規格の一括表示事項と同じ。 表示の方法 前条の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名、大豆固形分及び原材料名の表示 は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「調製豆乳」と記載すること。 (2) 大豆固形分 パーセントの単位で整数値をもつて単位を明記して記載すること。ただし 、「6%以上」と記載することができる。 (3) 原材料名 使用した原材料を、次に定めるところにより、ア及びイの順で記載するこ と。 ア 食品添加物以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多い のから順に次に定めるところにより記載すること。 イ 「大豆」、「脱脂加工大豆」、「大豆油」、「食塩」等とその最もも 一般的な名称をもつて、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載	

料	1 「略」	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
食品添加物	2 pH調整剤 炭酸水素ナトリウム及び炭酸ナトリウムのうち1種 3 品質改良剤 乳酸カルシウム 4 乳化剤 グリセリン脂肪酸エステル、植物レシチン及びソルビタン脂肪酸エステルの うち2種以下 〔削る。〕	
	5 糊料 カラギナン及びペクチンのうち1種 6 「略」 〔削る。〕	
	7 「略」 〔削る。〕	
表示	〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕	

すること。

(1) 糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「ぶどう糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては、「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては、「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載する事ができる。

(り) 使用した糖類が2種類以上の場合には、(イ)の規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に、かつてを付して、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」等と製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖液糖を併用する場合は、「砂糖・果糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は、「砂糖・砂糖及び砂糖混合ぶどう糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合果糖液糖を併用する場合は、「砂糖・異性化液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合果糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には、「砂糖・異性化液糖」と記載する事ができる。

イ 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、規則第5条第1項第1号ホ及び第2号、第9項並びに第10項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同条第1項第1号ホ活用の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

2 他の表示事項及びその表示の方法

前条の規格のその他の表示事項及びその表示の方法と同じ。

2 使用する原材料のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあつては、当該日本農林規格による格付けが行われたものでなければならぬ。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとができる。

(豆乳飲料の規格)

第5条 豆乳飲料の規格は、次のとおりとする。		
区分	分	基 準
「性状	大豆たん白質含有率	〔略〕
「性状	大豆たん白質含有率	1. 8%以上 (果実の搾汁の製品に占める重量の割合が5%以上のものにあつては0. 9%以上) であること。

以外の原材料	1 大豆、脱脂加工大豆（金たん白質含有量に占める水溶性たん白質の重量の割合が80%以上のものに限る。）及び粉末大豆たん白
	2 食用植物油脂
	3 調味料 砂糖、ぶどう糖果液糖、果糖ぶどう糖液糖、高果糖液糖、砂糖混合ぶどう糖果液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖、砂糖混合高果糖液糖、ぶどう糖、水あめ、乳糖、麦芽糖、蜂蜜及び食塩
	4 風味原料 果実の搾汁、野菜の搾汁、コーヒー、ココア、牛乳、粉乳、穀類粉末、抹茶並びにこんぶの粉末及び抽出濃縮物
	5 香辛料

食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	1 [略]
	2 [略]
	3 品質改良剤 乳酸カルシウム
	4 乳化剤 グリセリン脂肪酸エステル、植物レシチン、ショ糖脂肪酸エステル及びソルビタン脂肪酸エステルのうち2種以下
	〔削る。〕
	5 酸味料 クエン酸
	〔削る。〕
	6 糊料 カラギナン及びペクチン
	7 [略]
	8 着色料 カラメルⅠ、カラメルⅢ、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、ベリー色素及びβ-カロテンのうち2種以下
	〔削る。〕
	9 [略]
	10 香料 カラオ色素、カラメル、くちなし青色素、くちなし赤色素、くちなし黄色素、パリカ色素、ベリー色素及びβ-カロテン
	11 香辛料抽出物
	12 香料
	13 調味料 栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの

材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	1 [略]
	2 [略]
	3 品質改良剤 乳酸カルシウム
	4 乳化剤 グリセリン脂肪酸エステル、植物レシチン、ショ糖脂肪酸エステル及びソルビタン脂肪酸エステルのうち2種以下
	〔削る。〕
	5 酸味料 クエン酸
	〔削る。〕
	6 糊料 カラギナン及びペクチン
	7 [略]
	8 着色料 カラメルⅠ、カラメルⅢ、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、ベリー色素及びβ-カロテンのうち2種以下
	〔削る。〕
	9 [略]

異物	〔略〕	〔略〕	第3条の規格の異物と同じ。
内容量	〔略〕	〔略〕	第3条の規格の内容量と同じ。
容器の状態	〔略〕	〔略〕	第3条の規格の容器の状態と同じ。
一括表示事項	〔削る。〕	〔削る。〕	第3条の規格の一括表示事項と同じ。

表示方法 第3条の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名、大豆固形分及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。

(1) 品名
「豆乳飲料」と記載すること。

(2) 大豆固形分
パーセントの単位で整数値をもつて単位を明記して記載すること。ただし、「4%以上」(果実の搾汁の製品に占める重量の割合が5%以上のものにあつては「2%以上」と記載することができる。)

(3) 原材料名
使用した原材料を、次に定めるところにより、ア及びイの順で記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。

(イ) 「大豆」、「脱脂加工大豆」、「粉末大豆たん白」、「大豆油」、「食塩」、「みかん果汁」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、こしようその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。

(ロ) 種類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖果液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「ぶどう糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖混合ぶどう糖果液糖にあつては、「砂糖・ぶどう糖果液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては、「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては、「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができます。

(ハ) 使用した糖類が2種類以上の場合は、(イ)の規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に、かつことを付して、「砂糖、ぶどう糖果液糖」等と製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果液糖を併用する場合は、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は、「砂糖・砂糖混合果糖液糖」と記載する場合は、「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂

削る。	〔略〕	〔略〕	〔略〕
-----	-----	-----	-----

「糖・異性化液糖」と記載することができます。
1 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、規則第5
条第1項第1号及び第2号、第9項並びに第10項の規定に従い記載す
ること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同
条第1項第1号を括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記
載することができます。

表示事項の項に規定するもののほか、品名（粉末大豆たん白をえたもの）では、品名及び粉末大豆たん白をえた旨）を、商品名の表示されている箇所又は送り状に、背景の色と対照的な色で、J I S Z 8 3 0 5 による 14 ポイントの活字以上の大きさの統一のされた活字で記載すること。し、商品名に品名の用語を記載している場合は、品名の表示を省略すること。

ができる。

2 使用する原材料については、前条第2項の規定を準用する。
表示禁止事項 第3条の規定の表示禁止事項と同じ。

第6条 大豆たん白飲料の規格	
大豆たん白飲料の規格は、次のとおりとする。	
区分	基準
□ ハラル	ハラル認定を受けた製品
□ マスコット	マスコット認定を受けた製品
□ フリーライフ	フリーライフ認定を受けた製品
□ ノン	ノン認定を受けた製品

品 性 質	状 況	第3条の規格の性状と同じ。
大豆たん白質含有量	1. 8%以上 (果実の擗けの製品に占める重量の割合が 5%以上のものにあつては 0. 9%以上) であり、かつ、表示含有率に適合していること。	1. 8%以上 (果実の擗けの製品に占める重量の割合が 5%以上のものにあつては 0. 9%以上) であり、かつ、表示含有率に適合していること。
食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
原 料		
大豆たん白質	1 粉末大豆たん白 2 食用植物油脂 3 調味料	1 粉末大豆たん白 2 食用植物油脂 3 調味料
果糖	砂糖、ぶどう糖、果糖、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖、高果糖液糖	砂糖、ぶどう糖、果糖、ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖、砂糖混合高果糖液糖
麦芽糖	砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖、砂糖混合高果糖液糖	砂糖、水あめ、乳糖、麦芽糖、蜂蜜及び食塩

4 風味原料
果実の搾汁、野菜の搾汁、コーヒー、ココア、牛乳、粉乳、穀類粉末、抹茶

5 香辛料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
食品添加物	アヒビにこんぶの殻木及び世田山藻類

1	消泡剤	シリコーン樹脂
2	D H調整剤	

3 品質改良剤
炭酸カルシウム及び炭酸ナトリウム
炭酸水素ナトリウム及び炭酸ナトリウム

4. 乳化剤 レシチン、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル及びソルビタ

〔削る。〕	〔削る。〕
〔削る。〕	〔削る。〕

削る。】

<u>5 調味料</u>	トリウム トリウム	クエン酸三ナトリウム、L-グルミン酸ナトリウム及びDL-リシン酸ナトリウム
<u>6 酸味料</u>	クエン酸、DL-酒石酸、乳酸及びDL-リシン酸	
<u>7 酸化防止剤</u>	抽出トコフェロール、L-アスコルビン酸及びL-アスコルビルビン酸ナトリウム	
<u>8 糊料</u>	カラギナン、キサンタンガム、ファーセレラン、ベクチン及びアルギン酸プロピレングリコールエステル(果実の搾汁入りのものに使用する場合に限る)	
<u>9 着色料</u>	カカオ色素、カラメル、くちなし青色素、くちなし赤色素、くちなし黄色素、ペプリカ色素、ベリー色素及びβ-カロチン	
<u>10 香辛料抽出物</u>		
<u>11 香料</u>		
<u>12 強化剤</u>	栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの	
<u>容器の状態</u>	異物 内容量	第3条の規格の異物と同じ。 第3条の規格の内容量と同じ。
<u>表示事項</u>	二括表示事項	第3条の規格の容器の状態と同じ。
	1 次の事項を一括して表示であること。	
	(1) 品名 (2) 大豆たん白質含有量 (3) 原材料名 (4) 内容量 (5) 賞味期限(品質保持期限) (6) 保存方法 (7) 製造業者又は販売業者(輸入品にあつては、輸入業者)の氏名又は名称及び住所	
<u>表示の方法</u>	2 輸入品にあつては、1に規定するもののほか、原産国名を一括して表示してあること。	
	1 一括表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。	
	(1) 品名 (2) 「大豆たん白飲料」と記載すること。	

パーセントの単位で、少數第1位までの数値を単位を明記して記載するこ
と。ただし、「1. 8 %以上」(果実の摺汁の製品に占める重量の割合が5
%以上のものには、「0. 9 %以上」と記載することができる。

- (3) 質材料名
使用した原材料を、次に定めることにより、及びイの順で記載するこ
と。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多いも
のから順に次に定めることにより記載すること。

- (イ) 「粉末大豆たん白」、「大豆油」、「みかん果汁」、「こしよ
う」等とその最も一般的な名称をもつて、製品に占める重量の割合の多
いものから順に記載すること。ただし、こしようその他の香辛料にあつ
ては、「香辛料」と記載することができる。

(ウ) 糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果液糖」、
「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般
的な名称をもつて記載し、砂糖混合ぶどう糖果液糖にあつては、「砂
糖・ぶどう糖果液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては、「
砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては、「砂
糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖液糖及ぶ
う糖液糖及び高果糖液糖にあつては、「異性化液糖」と、砂糖混合ぶ
どう糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあ
つては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(エ) 使用した糖類が2種類以上の場合は、(イ)の規定にかかわらず、「糖類
」の文字の次にかつこを付して、「砂糖・ぶどう糖液糖」等と製品
に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶ
どう糖液糖を併用する場合は、「砂糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖
及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は、「砂糖・果糖ぶ
どう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は、「砂糖
・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖液
糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場
合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖
・異性化液糖」と記載することができる。

1 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、規則第5
条第1項第1号ホ及び第2号、第9項並びに第10項の規定に従い記載す
ること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同
条第1項第1号ホ括弧書きの規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記
載すること。

- (4) 内容量
内容重量又は内容体積を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラ
ムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記
して記載すること。

(5) 賞味期限 (品質保持期限)	賞味期限 (品質保持期限) を、次に定めるところにより記載すること。 ア 製造から賞味期限 (品質保持期限)までの期間が3月以内のものについて では、次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(ア)及び(イ)について は、缶詰又は瓶詰のものに表示する場合に限る。
	(1) 平成8年10月1日
	(1) <u>8. 10. 1</u>
	(2) <u>1996. 10. 1</u>
	(3) <u>96. 10. 1</u>
	(4) <u>081001</u>
	(5) <u>961001</u>
イ	製造から賞味期限 (品質保持期限)までの期間が3月を超えるものについて つては、次に定めるところにより記載すること。
	(1) 次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(エ)及び(イ)については 、缶詰又は瓶詰のものに表示する場合に限る。
	a 平成8年10月
	b <u>8. 10</u>
	c <u>1996. 10</u>
	d <u>96. 10</u>
	e <u>0810</u>
	f <u>9610</u>
	(1) (イ)の規定にかかるわらび、アに定めるところにより記載することができる。
(6) 保存方法	製品の特性に従つて、「10℃以下で保存すること」、「直射日光を避け 常温で保存すること」、「常温で保存すること」と記載すること。ただし、 常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができます。 2 一括表示事項の項目に規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは 包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。
その他の表示事項及びその表示の方法	第3条の規格のその他の表示事項及びその表示の方法と同じ。
表示禁止事項	第3条の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第4条第2項の規定を準用する。
(測定方法)
第7条 第3条、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の規格における大豆たん白質含有率の測定
方法は、次のとおりとする。

〔削る。〕
(測定方法)
第6条 第3条から前条までの規格における大豆たん白質含有率の測定方法は、試料約5gを量り取り、ケ
ルダール法により窒素の量を求め、これに6.25を乗じて得た値の試料重量に対する百分比を大豆たん
白質含有率とするものとする。

事項 測定方法

大豆たん白質含有率 試料約5gを量り取り、ケルダール法により窒素の量を求め、これに6.25を乗じて得た値の試料重量に対する百分比を大豆たん白質含有率とする。

別記様式(第3条、第4条、第5条、第6条関係)

品名	大豆固形分
大豆たん白質含有率	
原材料名	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
原産国名	
製造者	

〔削る。〕

〔削る。〕

- 1 表示に用いる文字及び字の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大さきの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおむね150cm²以下のものにあつては、JISZ8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字とができる。
- 3 豆乳、調製豆乳又は豆乳飲料にあつては「大豆たん白質含有率」を、大豆たん自飲料にあつては「大豆固形分」を、それぞれこの様式中省略すること。
- 4 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができること。
- 5 この様式中「賞味期限」とあるのは、これに代えて「品質保持期限」と記載することができる。
- 6 保存方法の表示を省略するものにあつては、この様式中「保存方法」を省略すること。
- 7 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。
- 8 輸入品にあつては、7にかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
- 9 輸入品以外のものにあつては、この様式中「原産国名」を省略すること。
- 10 この様式は、縦書きとすることができます。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成16年11月4日（木）

14時～

場所：農林水産省共用会議室A～D

（日本郵政公社本社2階）

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格の見直し（改正）について

- ア 地鶏肉の日本農林規格
- イ 豆乳類の日本農林規格
- ウ 煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格

(2) 品質表示基準の改正について

- ア 豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準
- イ 煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準
- ウ 特殊包装かまぼこ類品質表示基準
- エ 風味かまぼこ品質表示基準
- オ 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準

(3) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 地鶏肉の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 豆乳類の日本農林規格の見直しについて（案）
- 4 豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準の改正について（案）
- 5 煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格の見直しについて（案）
- 6 煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準の改正について（案）
- 7 「特殊包装かまぼこ類品質表示基準」、「風味かまぼこ品質表示基準」及び「魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準」の改正について（案）
- 8 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏名	役職
○岩崎 充利	(財) 食品産業センター理事長
○小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○斎藤 俊子	主婦(食品表示ウォッチャー)
○塩越 康晴	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
○谷口 肇	中部大学応用生物学部教授
○寺内 正光	(社) 日本食肉市場卸売協会会長
○並木 利昭	日本スーパーマーケット協会事務局長
粟生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
石倉 悠吉	(社) 日本フードサービス協会理事
伊藤 明徳	日本豆乳協会技術部会長
伊東 尚武	全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会専務理事
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
坂本 典壽	全国煮干協会会长
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
土橋 芳和	(社) 日本缶詰協会技術部課長
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
森 修三	つゆ類専門委員会委員
森 英雄	(社) 日本食鳥協会副会長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員(食品表示ウォッチャー)
山根 香織	主婦連合会常任委員

○印：農林物資規格調査会委員

(パブリックコメント募集結果等)

規制の設定又は改廃に係る意見提出手続きによる寄せられた意見・情報
(豆乳類の日本農林規格)

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H16.11.18～12.17）

(1) 受付件数

食品製造業者	1 件
食品包装業者	1
食品流通業者	2
食品添加物製造業団体	1
食品添加物製造業者	1
<hr/>	
合計	6 件

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報によるコメント（募集期間：H17.2.9～4.7）

受付件数：なし

【豆乳類の日本農林規格】

パブリックコメントの募集に寄せられた御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
大豆たん白飲料の規格を廃止するのに反対。原材料として大豆をまるごと使用する「大豆飲料」を大豆たん白飲料のカテゴリーに入れ、むしろ定義や規格を広げるべき。	大豆たん白飲料は、製造実態及びJAS格付実績がないことから、今回、規格から削除しました。また、大豆の纖維質を除去しないいわゆる「大豆飲料」は、豆乳類とは性状がかなり異なること、生産量もそれほど多くないこと、製造メーカーも豆乳とは異なる製品として既に販売していること等から今回の改正には含めないこととしました。
豆乳を一度粉末とした「豆乳パウダー」を再び加水し、液体としたものを豆乳（あるいは調製豆乳や豆乳飲料）の規格に含めてほしい。	御意見にある「豆乳パウダー」に水を加えたものについては、製品が実在しないことから今回の改正には含めないこととしました。
豆乳飲料の使用可能な添加物リストに甘味料の酵素処理ステビアを加えてほしい。	食品添加物については、消費者ニーズを踏まえて必要最小限にすることとしており、業界の使用実態を踏まえて、改正案のとおりとしました。
豆乳飲料の使用可能な添加物リストから酸味料の乳酸を削除しないでほしい。	
調製豆乳の使用可能な添加物リストから乳化剤のショ糖脂肪酸エステルを削除しないでほしい。	
豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料について使用可能な添加物リストはすべて現行どおりとしてほしい。	